

(高圧 500KW 以上)

京都府民総合交流プラザ・京都テルサ電力調達 仕様書

本仕様書は、京都府民総合交流プラザ・京都テルサで使用する電力の供給について定めたものである。

1. 需給対象

- 対象建物 京都府民総合交流プラザ
- 需要場所 京都市南区東九条下殿田町70番地
- 業種および用途 公共複合施設

2. 需要設備の概要

- 電気方式 交流3相3線式
- 標準電圧 6,000V
- 計量電圧 6,000V
- 標準周波数 60Hz
- 受電方式 1回線受電
- 発電設備 **別紙1**
 - 常用自家発電設備 ガスコージェネレーション1機 (280kW)
系統連系あり
 - 太陽光発電設備 太陽光パネル&蓄電池 (6kW) 系統連系あり
 - 非常用自家発電設備 ディーゼル発電機 系統連系なし

3. 契約電力、予定使用電力、予定蓄熱電力量

(1) 契約電力

(契約上使用できる電気の最大電力をいい、1月30分最大需要電力計により計測される値がこれを超えないものとする。)

- 契約電力 (常時電力) **900 kW**
- 契約電力 (自家発補給電力) **280 kW**

(自家発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力等の補給にあてるために受電する)

(2) 予定使用電力

(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの使用量の見込み)

3,361,981 kWh

- 各月の電力使用計画および実績 (最大需要電力、使用電力量) **別紙2**
- 自家発電設備停止時の補給電力計画および使用実績 **別紙3**

4. 供給期間

令和4年4月1日0時から令和5年3月31日24時まで

5. 需給地点

関西電力構内引込第1柱上に関西電力が施設した開閉器の電源側接続点

6. 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置は、一般電気事業者の所有とする。

7. 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ。

8. 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

9. 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

10. 料金体系

電気料金は、基本料金と電力量料金と再生可能エネルギー発電促進賦課金を合わせたものとし、料金制度は各社ごとで設定することができるものとする。

例) 昼間時間とは重負荷時間を除く毎日8時から22時までの時間、重負荷時間は7月から9月の間で10時から17時とする。夜間時間とは重負荷時間・昼間時間以外の時間とする。(昼間時間、夜間時間、重負荷時間に基づく3部制等)

11. 力率

(ア) 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

なお力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(イ) 契約期間における予定平均力率は、99%とする。

12. 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

13. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づくものとする。

14. 契約電力を超過した場合

その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

15. 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は臨時精算金を請求することができるものとする。(契約デマンドの増量等)

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

16. 支払方法

供給者は、検針したのち代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととする。

供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

17. 料金の算定

料金の算定は1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量により次の計算方法で行う。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金＋他

基本料金、電力量料金及び太陽光発電促進付加金の算定は次のとおり。

電力量料金＝電力量料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）×使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（消費税及び地方消費税額を含む）×使用電力量

その他：燃料費調整金、自家発補給料金等、約款の規定に基づくもの

18. 自家発補給電力の使用

自家発電設備の点検、修理または事故により生じた不足電力等で、1月の30分ごとの需用電力の最大値（デマンド値）が、契約電力をこえないときは、自家発補給電力が使用されなかったものとみなすこと。

19. 電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

電力供給側の事故や災害により、京都府民総合交流プラザへの電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保することとする。

20. その他

（1）電力取引にかかわる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

（2）入札契約期間中における予定使用電力量を契約年間電力量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し、一定の水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこととする。